

向日報

宮崎県 発行人 藤井 満義 編集人 総務課広報係 (昭和31年9月21日 第3種郵便物認可)

NO 66

毎月10日発行

市の人口

(10月10日現在)

男20,009人 (+45)

女20,719人 (-2)

計40,728人 (+43)

世帯総数

8,413世帯(+4)

今月の納税

市民税 第三期分 の納期です
保険税 第六期分
わすれずに月末までに納めましよう。

期日をすぎますと、督促手数料などが加算されますから損です



にぎわった

十五夜祭り

人気あつめた

商工水産祭



県北三大まつりの一つといわれる向日市「十五夜まつり」は、四、五、六の三日間、盛大に行なわれました。

初日と最終日の六日は、折悪しく冷い秋雨に見舞われましたが、近郊や隣接町村からの人出は、やはり数方に達したようです。

恒例の呼びものである「屋台車」や、各町内の「見立て細工」をはじめ、R.M.K.の公關録音、市講堂の商工水産祭りなど、かなり人気を集めていました。昔なつかしい雨傘売りの呼び声が聞かれないだけに、お年寄りたちは淋しそうでした。

写真 屋台車を引く人(上)、商工水産祭(下)
赤い羽根街頭募金(中)

赤い羽根募金

はじまる

赤い羽根の共同募金が今年もはじまりました。今年市の目標額は八十九万六千円(戸別募金六十七万二千円、街頭募金八万九千六百円、特志寄付十三万四千四百円)です。戸別募金の戸当り平均額は九十円から九十五円となります。

生活に困っている気の毒な人たちに、心から暖い手をさしのべようというのが、赤い羽根募金の意義なのです。みなさんの理解あるご協力をお願いいたします。

人事異動

(九月二十七日付)

○商工水産課長 林 敏春

願により退職させる

○総務課長 三輪 竜一

商工水産課長兼務を命ずる

正しい歩行と

安全運転を

21/30 秋の交通安全運動

あなたの生命を守る秋の全国交通安全運動がはじまりました。みんなで交通道徳や法律を守れば、恐ろしい事故はなくなるのです。酔っぱらい運転や、居眠り運転、一旦停車スピードの出すぎなどは、ままだのように守つていただきますが、特に新しい法律では歩いている人も交通違反の場合、罰せられることがあります。十分注意してください

〇……………としてご保存ください……………〇

幹線水路事業もきまる

九月定例市議会は二十七日から三十日まで四日間開かれまし...

定例市議会あわ

九月定例市議会は二十七日から三十日まで四日間開かれまし...

市政を聞く夕べを開く

28日に市講堂で

先月の二十八日、市役所講堂で市政を聞く夕べを開きまし...

三農業共済組合が行なっていた農業共済事業が、こんどから市で行なわれることになりました...

工事費はおよそ一億円が見込まれていますが、日向市営土地改良事業の賦課徴収に関する条例の制定につ...

あつたので、区長さんや、市議員さん、市内有志の方など二百三十人の人たちを集まってもらつて...



来年の四月一日で、わたしたちの日向市は満十才をむかえます。その十周年を記念して市歌の歌詞と市花の募集をしていますからそれをお知らせします。



市制10周年

市歌募集条件 ①郷土建設をたえ、市の発展に市民の意欲を盛りあげるようなもの。②歌詞の形式は自由ですが、五節以内③一人で何篇出してもよい。④四十字以内。⑤原稿用紙に書き、市役所総務課宛に送付してください。⑥入選歌詞の著作権は一切市役所に帰属し、原稿はお返ししません。⑦ししめ切期日十一月三十日。⑧入選発表と賞 ①発表 十二月二十日 ②賞 入選一名 市長賞状と副賞一万円。選外佳作若干名に賞状と賞金一千元。⑨応募資格 ①市民 ②市民に在りて、年齢性別を問はず。③募集条件 ④ししめ切期日 ⑤発表は歌詞と同じ。⑥募集期間は、日向市で生育する花で、市の建設、発展にゆかりのあるものであることが必要です。賞金は入選一名に千円で、入選花多数のときは説明文のすぐれたものを入選とします。

保険税がきました

昭和35年度分

保険税の確定賦課は十月一日(第六期)になっております。四月からの上半期分は前年の税金を基礎にして、大体その半分をかりに賦課せられたものです。後期は、この前半期分を確定税率から引いて、それを五期に割つたもので、ですから、今年の税金を二分して、前五期に納めた額の多かつた方は後期分は減つていますし、反対に前期の少なかつた方は後期で増えています。要するに、保険税の上り下りは一年を通じて比較せねばわかりません。今まで、確定という言葉が誤解して、後期だけを見て税の上り下りという人がありまします。この機会に申し上げておきます。さて本年の税額は次の通りです。

来年の四月一日に二十才以上、四十九才までに在る方のうち、農業漁業、商業、家庭工業などに従事してはいる方は、必ず加入しなければなりません。しかし、五十才以上五十五才までの方は自由です。また会社員、公務員の方の奥さんも加入は自由になっていきます。保険料を納める能力のない方は保険料免除申請の方法もありますので、一応加入してください。なお、国民年金について、おたずねになりたい時は市民課国民年金係までおいでください。加入届の時は、世帯主の印鑑が必要で、一世帯一名おいでになれ

保険料の免除

保険料を納めなくてもよい場合

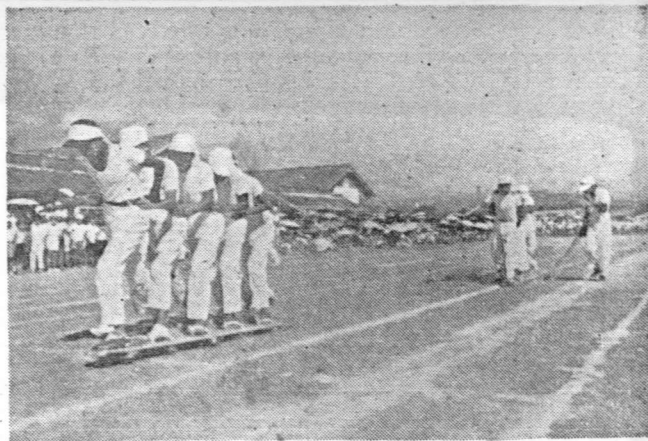
被保険者の中には、失業者といつたような所得がなく、保険料を納めたくても納める余裕のない人もいますし、今は納められなくても長い期間中にはある時期において、納めることができなくなるといふ人も出てくることでしょうか。国民年金制度は、むしろこういう人こそ年金制度による保障が、必要なのであるといふ見地から、これらの人を拠出制度の対象からははずさず、被保険者の資格は与えておいて年金給付を受けられるようになつていきます。

国民年金の解説

(1)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (2)国立療養所その他の施設であつて厚生省令で定めるものに収容されていること (3)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (4)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (5)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (6)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (7)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (8)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (9)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること (10)生活保護法による生活扶助またはライ予防法による生活扶助を受けること



を納めなくてもよいことになつております。これらの事情にある人は、市役所を通じて県知事に届け出ることが必要です。申請免除とは (一)所得がないとき (二)被保険者またはその他の世帯員が生活保護法や、ライ予防法による教育扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を受けること (三)地方税法に定める障害者または寡婦であつて、年間の所得が十万円以下であるとき (四)その他保険料を納めることが困難であると認められるとき 以上の場合、被保険者から免除申請があれば市長の意見を基とし、県知事は調査して認定することになります。



シーズンのトップを切つて ＝富島中の運動会＝

例年どおり、今年も富島中学校の運動会がシーズンのトップを切つて、先月25日に行なわれました。今年は特に、日向中学校が独立する年でもありますので、10月から日向中学に別れるお友だちもせいいつばい楽しみました。



日向・延岡の市長さんへ対談

このほど、折小野延岡市長さんが藤井市長を訪れ、市役所の市長室で、いろいろと両市の将来や、市政の方針などを語り合われました。この対談は、NHKから先月二十四日に放送されましたので、すでに皆さんもご存知のことと思います。最後に両市長は、日向、延岡とも県北の工業姉妹都市として、将来お互いに協力しあうことを約束されました。【写真は両市長の対談録音】

ぜひ見てください選挙人名簿

11・5～11・19 縦らん期間

選挙管理委員会ではただいま基本選挙人名簿の調整を行なつています。この調整は一応三十一日までを終り、十一月五日から十九日まで十五日間、市民の皆さまにお見せすることになります。この名簿に名前がのつていないと選挙権があつても投票できませんので、縦らん期間中はかならず一度見ておいてください。

総選挙が行なわれる見込が強くなくつてまいりました。この選挙に使う選挙人名簿は昨年作つたもので、もし十二月二十日以後の選挙なら、いま調整している名簿が使えらるわけですが、十一月中の選挙には昨年のものでしか使えません。したがつて、昨年の十二月二十日以後に転出転入や満二十才になつて新に選挙権を得られた方は、今度の選挙人名簿にはのつていないこととなります。それで十一月の選挙までに、期日をきめて補充選挙人名簿を作ります。したがつて

特に注意していただくこと
すでに新聞やラジオでご存知のように十一月中旬ごろ衆議院議員の

このよう人は、その時かならず補充選挙人名簿申請書を出してください。

- なお、こんどは選挙と選挙人名簿の調整が同時期になりましたので昨年作つた名簿にのつている人も一度ぜひ見ておいてください。
- なお、本年の名簿確定日までの選挙業務日程は次の通りです。
- ▽9月15日～10月31日 名簿調整期間
- ▽11月2日 名簿縦らん場所、期日の告示
- ▽11月5日～19日 名簿縦らん期間および異議申し立期間
- ▽12月9日 異議決定最終日
- ▽12月20日 名簿確定日

予防注射

市衛生課が、シフテリア、百日咳の予防注射を次の日程で行ないます。

- シフテリアの該当者は、生後三ヶ月以上小学校入学前までのお子さん、小学校六年生、
- 百日咳は、生後三ヶ月以上四才までのお子さんです。
- 昨年までと同じ予防注射を受けられた方は、これは一回でかまいませんが、生後はじめての方は、必ず三回受けてください。
- 注射料は一回十円です。
- 財光寺小学校 ①10日 ③18日
- ③26日
- 細島小学校 ①11日 ③19日

消防操法大会開く

- 昭和三十五年度の日向地区消防操法大会は、先月の二十八日、富島中学校に地元日向市をはじめ各町村から十一チームが参加して行なわれました。
- 各チームとも熱心に日頃の技をきそいしましたが、結局、諸塚村の第一部が、二百点満点の百九十七・五で優勝しました。
- 地元日向市も第五部(原町)チームが二位に入賞して、かつさいを受けました。
- 順位は次の通りです。

- ①諸塚村(一九七・五)
- ②日向市(一九五・三)
- ③日向市(一九四・三)
- ④日向市(一九三・七五)
- ⑤諸塚村
- ⑥東郷村三部
- ⑦日向市四部

巡回映画日程

- | | |
|-----|-----|
| 20日 | 母子寮 |
| 19日 | 江原良 |
| 18日 | 上原町 |
| 17日 | 下原町 |
| 15日 | 梶手木 |
| 14日 | 庄手 |
| 13日 | 龜崎 |
| 12日 | 本谷 |
| 11日 | 西川内 |
| 10日 | 広見 |
| 21日 | 會根 |
| 22日 | 堀一方 |
| 24日 | 畑浦 |
| 25日 | 細島西 |
| 26日 | 細島東 |
| 27日 | 山田下 |
| 28日 | 比島区 |
| 29日 | 切島 |
| 31日 | 松原 |